

3.9 世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案の骨子

1. 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、945MHz を超え 960MHz 以下の周波数（平成 24 年 7 月 25 日以降に限る。）とする。

ただし、当該周波数のうち、950MHz を超え 958MHz 以下の周波数は RFID（電子タグシステム）、958MHz を超え 960MHz 以下の周波数は放送事業用固定局（STL 等）が使用しており、それぞれ以下のとおり周波数割当計画において使用の期限が定められている。

- ① 950MHz を超え 958MHz 以下の周波数（RFID が使用） 平成 30 年 3 月 31 日
- ② 958MHz を超え 960MHz 以下の周波数（STL 等が使用） 平成 27 年 11 月 30 日

3. 特定基地局の配置及び開設時期

- (1) 認定から 4 年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が 50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- (2) 認定から 7 年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が 80%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- (3) 認定から 7 年後の年度末までに、3.9 世代移動通信システム（占有周波数帯幅 10MHz 以上）の特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 終了促進措置

(1) 対象となる無線局

認定開設者は、次の①及び②の無線局の周波数の使用を周波数割当計画における使用期限（平成 30 年 3 月 31 日）前に終了させるため、次の①から③までの無線局を対象として終了促進措置を実施しなければならない。

- ① 950MHz を超え 958MHz 以下の周波数を使用する RFID の無線局
- ② 905MHz を超え 915MHz 以下の周波数を使用する MCA 端末局
- ③ 850MHz を超え 860MHz 以下の周波数のみを使用する MCA 制御局

(2) 終了促進措置により認定開設者が負担する費用

認定開設者は、対象免許人等との合意に基づき、終了促進措置として、次に掲げる費用の全部を負担しなければならない。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備（電子タグ等）の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用
- ③ プログラムの変更（ソフトウェア改修）に要する費用

(3) 終了促進措置の実施に関する事項

認定開設者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- ① 認定から6月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人等に周知し、かつ、終了促進措置の実施手順を免許人及び登録人に通知すること。
- ② ①の実施前に、製造業者等（RFIDの無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を構成員としている団体）及びMCA制御局の免許人との間で、①の事項の実施について協議を行うこと。
- ③ RFIDの無線局及びMCA端末局の免許人等との間で、終了促進措置の内容（周波数移行のために行う措置の内容・実施時期及び費用負担の範囲・方法・実施時期等）について協議を行うこと。
- ④ ②と同時に、MCA制御局の免許人との間で、③と同様の内容及び旧周波数におけるMCAサービスの終了時期について協議を行うこと。
- ⑤ 認定開設者は③又は④の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始すること。

(4) 終了促進措置の実施に関する透明性の確保に関する事項

- ① 開設計画の申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。
- ② 認定開設者は、認定から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置すること。
- ③ 認定開設者は、(3)①の通知の内容を、インターネット等により公表すること。
- ④ 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意し、MCA制御局の免許人及び製造業者等は、終了促進措置の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと。
- ⑤ 認定開設者は、(3)③又は④の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。
- ⑥ 認定開設者は、四半期ごとに、終了促進措置を実施した無線局数やその費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

(5) 総務大臣は、(4)⑥により提出された書類について、適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、書類概要及び確認結果をインターネット等で公表するものとする。

- (6) 認定開設者は、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6. 開設計画の認定等

- (1) 申請できる周波数幅は、15MHz とする。
(2) 絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請が2以上の場合には、競願時審査基準に掲げる各順序に従い、基準に適合する申請の数が1になるまで審査を行う。

① 絶対審査基準

- ア 特定基地局の設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- イ 設備投資等に必要な資金の確保に関する計画及び開設計画の有効期間（10年間）中に単年度黒字を達成する計画を有していること
- ウ 負担可能額（終了促進措置に要する費用の負担に充てることが可能な金額の総額）が1,200億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること
- エ 上記3に掲げる各基準に適合していること 等

② 競願時審査基準

- ア 負担可能額（上限2,100億円、10億円単位）がより大きいこと
- イ 認定から7年後の年度末の、全国の3.9世代移動通信システム（占有周波数帯幅10MHz以上）の特定基地局の人口カバー率（5%単位）がより大きいこと
- ウ 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと
 - ・ 終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - ・ 他の電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続（MVNO）等特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - ・ 周波数の割当状況（有無及び差違）及びひっ迫状況を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

(3) その他

- ① 今後予定されている700MHz帯の割当に当たっては、900MHz帯を割り当てられた者の申請を、それ以外の者の申請に劣後するものとして審査を行う。
- ② 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

【参考】絶対審査基準について

➤ 電波法における規定（第27条の13第4項）

- 1 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
- 2 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- 3 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実に認められること。

➤ 開設指針における規定

第6項第4号（以下抜粋）

4 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第27条の13第4項各号並びに前各項及び前各号に規定する事項（別添1骨子中1から6(1)までの事項）並びに別表第2（以下参照）に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、一を超える場合は当該申請について別表第3に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が一となるまで審査した当該申請に対してするものとする。なお、同法第27条の13第3項の規定により公示された期間（以下「申請期間」という。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

別表第2 開設計画の認定の要件

- 1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。
- 2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠を有していること。
- 3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。
- 4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。
- 5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。
- 6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。
- 7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。
- 8 既存の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。
- 9 負担可能額が1200億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。
- 10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（略）。
- 11 申請者が次の要件を満たしていること。（略：申請者が複数申請を行ったり、申請者である法人の役員等、議決権が3分の1以上の出資関係にある者が申請を行っていないこと。）